

# 2 全国森林計画の基本的な考え方(案)について

平成20年7月  
林野庁

# 目

# 次

1 策定の基本的考え方 .....	1
2 全国森林計画の策定に関する近年の動向 .....	2
3 新たな全国森林計画の内容について .....	
(1) 計画期間 .....	6
(2) 策定のポイント .....	6
(3) 策定に当たっての考え方 .....	6
(4) 森林の整備・保全の目標 .....	8
(5) 各計画量 .....	
① 伐採立木材積 .....	9
② 造林面積 .....	9
③ 林道開設量 .....	10
④ 保安林の整備 .....	10
⑤ 治山事業 .....	10
(別添) 全国森林計画の策定に係る今後の予定 .....	11
(参考1) 平成19年森林資源現況調査の結果の概要(速報値) .....	12
(参考2) 計画量と実績 .....	16

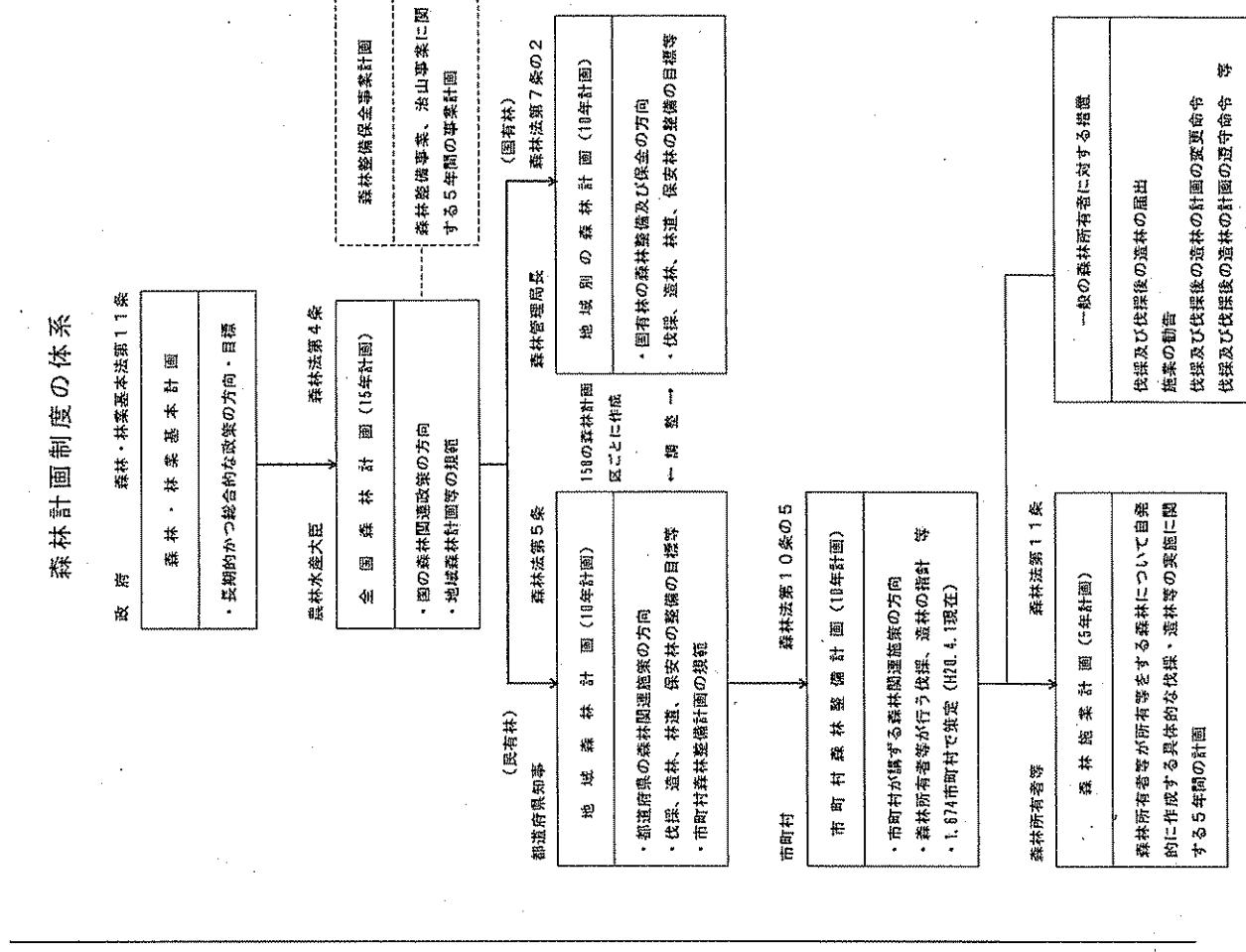
元考的基本の策定

### (1) 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、長期にわたる統一的な森林に関する施設基盤及び水産大臣が、森林法第4条の規定に基づいて、森林・林業整備及本計画に即し、5年ごとに15年を1期とし、保安施設等に關する事項を明確化する計画。この計画は、森林整備・保全の目標、伐採立木量を明示する「地域森林計画」、保全面積、造林面積、都道府県知事が策定する「国有林の地域別森林計画」の規範となる。

## (2) 策定の時期

現行計画は、平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間を計画期間として平成15年10月に閣議決定したもの。このため、本年秋には、平成21年4月を始期とする次期計画を策定する必要があります。



## 2 全国森林計画の策定に関連する近年の動向 (現行計画樹立(平成15年10月21日閣議決定)以降)

- ① 平成16年の森林法改正

平成16年3月の森林法の一部改正により、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が森林法に規定され、平成16年4月1日に施行。
- ② 平成18年の新たな森林・林業基本計画の策定

平成18年9月に新たな「森林・林業基本計画」が策定され、今後急増する林齡の高い人工林について、森林の多面性、機能を維持するため、間伐の適切な実施はもとより、針葉混生林化や広葉樹林化、長伐期化等により多様で健全な森林へ誘導していく方針を提示。

新たに「森林・林業基本計画」を踏まえ、立地条件や国民のニーズ等に応じ多様な森林事業を推進する観点から、広葉樹林化、長伐期化等に関する記述を追加。  
(森林事業に関する計画量)  
伐採材積…伐期の長期化やこれに伴う高齢級間伐の積極的推進を見込み、特に間伐数量を約4割増加。  
造林面積…伐採後の造林を伴う主伐の減少により約4割減少。  
林道開設量…主伐の減少等を踏まえ約2割減少。

## ○全国森林計画の変更(平成18年9月8日閣議決定)

- 森林法の改正に伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備方針を追加。

## ○全国森林計画の変更(平成16年6月8日閣議決定)

- 森林法の改正に伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備方針を追加。

③ 京都議定書の第1約束期間の開始

○京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日改定)  
(抜粋)

平成20年3月に京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するため必要な措置を定める「京都議定書目標達成計画」の改定案については、平成20年度から24年度までの第1約束期間内に森林吸収量として認められたいる1,300万炭素トンの確保へ、追加的な間伐量やその実現に向けた推進方策を提示。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2006年9月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を通じ、森林吸収量の目標である1,300万t-C<sup>(4,767万t-CO<sub>2</sub>)</sup>、基準年総排出量比約3.8%の確保を図る必要がある。

森林吸収量については、これまでの水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、目標達成のためには、2007年から6年間する必要がある。したがって、このための措置が度整備を実施する必要がある。したがって、このための措置が整課題となつておあり、横断的の検討も含め、政府一体となつた取組及び地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策をこれとし、横断的の施策の検討状況等も踏まえつつ、推進ために森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法等を制定すや、「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と有する協力の下に展開するなど以下に示す施策を通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。

- 健全な森林の整備(詳細、以下同じ)
- 保安林等の適切な管理・保全等の推進
- 国民参加の森林づくり等の推進
- 木材及び木質バイオマス利用の推進

#### ④「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

幅広い国民の理解と協力の下に、多様で健全な森林の整備を推進するため、「美しい森林づくり推進国民運動」を推進。

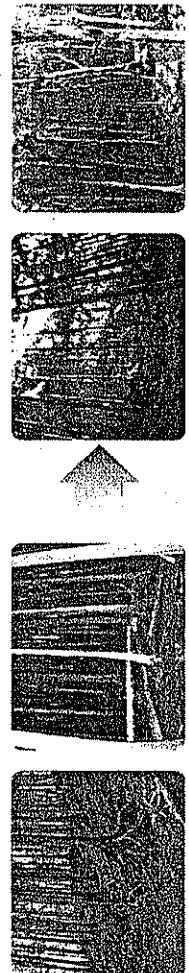
また、民間における取組として、経済団体、教育団体、環境団体、NPO等の代表を構成員とする「美しい森林づくり全国推進会議」を設立し、官民が連携して運動を展開。

#### ○「美しい森林づくり推進国民運動」

機関  
機関

①2007年から6年間で330万haの間伐を実施（京都議定書森林吸収目標の達成）

②100年先を見据え、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進



森林づくり運動

美しい森林づくりのための閣僚会議による会合  
政府全体で環組なメッセージを国民に発信

（美しい森林づくり推進国民運動）に関する  
閣僚会議

○内閣官房  
○文部科学省  
○厚生労働省  
○経済産業省  
○国土交通省  
○環境省  
○農林水産省  
○医療厚生省  
○厚生労働省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部

一人ひとりに出来るること

- 自分の山の状況を再確認する
- 森林の大切さを家族や知人に伝える
- 日常生活で国産材製品を使用する
- 森林づくり活動に参加する
- 地域で森林づくりや国産材利用に協力する
- 身近な绿化活動に参加する

## ⑤ 生物多様性の保全に係る動向

「生物の多様性に関する条約」が平成5年12月に発効し、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国際戦略」が平成7年に策定された。「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国際戦略」は、平成19年に「第三次生物多様性戦略」を策定。同戦略において、森林資源の保全などを推進する基本方向を示すとともに、多様な施策を提示。さらに、本年5月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進し、豊かな生物多様性の保全、自然と共生する社会の実現等を目的とした「生物多様性法」が制定。

## ○生物の多様性に関する条約

生物多様性条約は、1992年(平成4年)にリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(いわゆる「地球サミット」)の主要な成果として、気候変動枠組条約、砂漠化対処条約とともに誕生。生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で平衡的な配分を目的とし、そのためには締約国がとする措置等について規定。現在189か国及び欧州共同体が加盟。

「生物の多様性に関する条約」が平成5年12月に発効して以降、我が国においては、平成7年には「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国際戦略」が策定された。また、地球温暖化の進行が生物多様性に影響を及ぼす可能性が懸念される中で、森林資源の保全などを推進する基本方向を示すとともに、多様な施策を提示。さらに、本年5月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進し、豊かな生物多様性の保全、自然と共生する社会の実現等を目的とした「生物多様性法」が制定。

## ○生物多様性基本法(平成20年5月28日可決・成立、6月6日公布)

### (生物多様性国家戦略の策定等)

第11条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

### (生物多様性国家戦略と他の計画との関係)

第12条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第15条第1項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び生物多様性戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するものとする。

### 3 新たな全国森林計画の内容について

(1) 計画期間  
平成21年4月1日から平成36年3月31日の15年間（現行計画は平成16年4月1日から平成31年3月31日）

#### (2) 策定のポイント

① 平成18年に策定された新たな森林・林業基本計画に即し全国森林計画の一部変更を行つており、今回の樹立に当たつては、  
基本的に現行計画を踏襲することとし、現行計画の変更以降に生じた森林・林業を巡る事象について計画内容の追加等を行  
う。

② 目標数値及び計画教量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方を基本とし、第1約束期間内の森林  
吸収量目標である1,300万炭素トンを確保するために必要な間伐等を推進するなど、平成19年に調査した森林資源現況に基づ  
き、新たな計画期間間に見合う量を計上する。

#### (3) 策定に当たつての考え方

計画事項	主な内容とその考え方
まえがき	最近の我が国の森林・林業を取り巻く状況について総論的に明記。 特に、京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）が開始し、森林吸収量目標の1,300万炭素トン の確保に必要な取組や「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を明記するほか、施業の集約化、 高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及等を明記。
1 森林の整備及び保全の目標、基本的な事項	1 森林の整備及び保全の基本的な考え方 ・森林の整備及び保全に当たつて、森林資源情報の的確な把握について明記。
2 森林整備・保全の目標	・広域流域別に示している留意事項に、間伐等の適切な実施や、確実な更新による森林の健全な育成 の記述を追加記載。 ・目標数値（育成単層林、育成複層林、天然生林ごとの面積等）について見直し。

計画事項	主な内容とその考え方
II 伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な森林整備の推進に当たって、施業の効率化、低コスト化の推進、花粉発生源対策の推進について記述を追加。</li> <li>伐採後3年以上を経過した伐採跡地の計画的な更新等について記述を追加。</li> <li>計画量について見直し。</li> </ul>
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の区分(水土保全林、森林と人の共生林、資源の循環利用林)の設定の考え方及び区分ごとの施業の特記事項を記述。</li> </ul>
IV 林道の開設等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道開設等の考え方を森林の区分毎に記述。</li> <li>計画量について見直し。</li> </ul>
V 森林施業の合理化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林經營への関心を高めるためにも森林境界の明確化を進め、施業の共同化等による必要な森林整備を促進することについて記述を追加。</li> <li>上記以外の林業従事者の養成確保、林業機械化の促進、流通・加工体制の整備に關し、基本的な考え方を記述。</li> </ul>
VI 森林の土地の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>林地開発等に当たっての留意事項を記述。</li> </ul>
VII 保安施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>I の基本的な考え方及び目標に沿って、森林の保全の確保のため、必要な保安林指定を推進するとともに、既指定を含め、保安林を適正に保全することを記述。</li> <li>治山事業実施の考え方を記述。</li> <li>計画量について見直し。</li> </ul>
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健機能森林の設定及び整備の方針等を記述。</li> </ul>

注：下線部は次期計画において変更する事項。

#### (4) 森林整備・保全の目標

目標数値については、平成19年森林資源現況調査結果を基準(現況数値)として、森林・林業基本計画に示されている重視すべき森林の機能区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方等に従って検討。

- 育成単層林については、傾斜が緩やかで林地生産力が比較的高いものは、伐期の長期化を図りつつ、育成林として維持する一方で、林地生産力が低く、土壌保全の観点から皆伐を避けらるべきもの等については、育成複層林へ誘導。
- 育成複層林については、引き続き育成複層林として維持。
- 天然生林については、重視すべき機能の発揮のために継続的な更新補助等必要とするものは育成複層林へ誘導。

・天然生林については、重視すべき機能の発揮のために継続的な更新補助等必要とするものは育成複層林へ誘導。

#### ○全国森林計画の目標数値

単位：千ha

区分	現行計画		次期計画	
	現況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)	現況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)
育成单層林	10,344	10,258	10,310	
育成複層林	895	1,519	955	
天然生林	13,882	13,344	13,832	
森林蓄積(m3/ha)	161	203	177	
林道整備率(%)	49	65	51	

(参考)森林の有する多面的機能の発揮に係る目標(森林・林業基本計画)

単位：万ha

区分	現況 (H17.3.31)		目標とする森林の状態	
	10年後 (H27.3.31)	20年後 (H37.3.31)	10年後 (H27.3.31)	20年後 (H37.3.31)
育成单層林	1,030	1,030	1,020	
育成複層林	90	120	170	
天然生林	1,380	1,350	1,320	
森林蓄積(m3/ha)	173	196	211	

注：面積は10万ha単位である。

## (5) 各計画量

森林整備・保全の目標の実現を図るため必要な伐採立木材積、造林面積等の計画量を計上。

### ①伐採立木材積

#### ○伐採立木材積に係る計画量

伐採立木材積については、森林・林業基本計画に示されている森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の方針に基づき、針広混交林化や長伐期化を積極的に推進するとともに、充実しつつある人工林の持続的な利用を推進するとともに、必要な主伐材積を計上する方向で検討。

また、健全な森林を維持するため必要な人工林の間伐材積を計上する方向で検討。

具体的には、森林の区分ごとに、林齡等の森林構成、伐採性向を踏まえた平均伐採林齡等を勘案して伐採材積を算定。

単位：万m<sup>3</sup>

区分	現行計画	次期計画
総数	51,192	
主伐	21,348	
間伐	29,843	

単位：千ha

#### ○造林面積に係る計画量

区分	現行計画	次期計画
人工造林	678	
天然更新	870	

造林面積については、伐採後、人工造林又は天然更新により速やかに、かつ、適正な更新を図ることとし、主伐材積の算出の基礎とした伐採面積に見合う面積等を計上する方向で検討。

具体的には、(i) 人工造林面積は、育成单層林造成のため人工林皆伐地での植栽や育成複層林造成のための下層植栽等に係る面積、(ii) 天然更新面積は、人工林の折伐による天然木の導入や萌芽更新等に係る面積を計上。

### ③林道開設量

#### ○林道開設量に係る計画量

単位：千km

区分	現行計画	次期計画
林道開設量	38.4	

林道開設量については、効率的な森林施業及び森林の適正な管理に必要な林道を計画的に整備することとし、伐採材積、造林面積等から算定する方向で検討。

### ④保安林の配備

保安林配備の現状を踏まえ、良質な水の安定供給、山地災害の防備、身近な緑の保全に対する要請の高まり等を勘案し、水源かん養、災害の防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため必要のある森林について、保安林の計画的な指定等を通じた配備をする方向で検討。

単位：千ha

区分	現行計画	次期計画
総数	12,451.0	
水源かん養のための保安林	9,267.8	
災害防備のための保安林	3,061.7	
保健、風致の保存等のための保安林	854.5	

注：保安林面積の総数欄は、2以上上の目的を達成するためには、内訳の合計に合致しない。

### ⑤治山事業

単位：百万所

区分	現行計画	次期計画
治山事業施行地区数	314.4	

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林等を対象として、治山事業による整備及び保全が必要な地区数を計上する方向で検討。

全国森林計画の策定に係る今後の予定

9月上旬 林政審議会(全国森林計画骨子案、素案の提示・審議)

9月上旬～ パブリックコメントの実施

10月上・中旬頃 林政審議会(全国森林計画の諮問・答申)

10月中・下旬頃 関議決定

## 平成19年 森林資源現況調査の結果の概要(速報値)

森林資源現況調査は、我が国の森林資源の状況を把握することを目的に全国森林計画の策定に併せて実施。

## ○森林資源の現況(平成19年3月31日現在)

## 1 森林資源の概況

		面積				蓄積		単位 面積:万ha、蓄積:百万m <sup>3</sup>	
		区分		総数		育成单層林		育成複層林	
面 積	総 数	2, 510		1, 031	96	1, 383			
	計	1, 741		798	46	898			
	民有林	283		121	17	145			
	私有林	1, 458		677	29	753			
	計	769		234	50	485			
	国有林	762		233	50	480			
蓄 積	他省庁所管	6		1	0	5			
	総 数	4, 432		2, 636	142	1, 653			
	計	3, 353		2, 218	73	1, 063			
	公有林	484		288	25	171			
	私有林	2, 869		1, 930	48	892			
	計	1, 078		418	70	590			
注)	林野庁所管	1, 071		416	69	586			
	他省庁所管	7		3	0	5			

注) 天然生林には、伐採跡地、未立木地、竹林を含む。

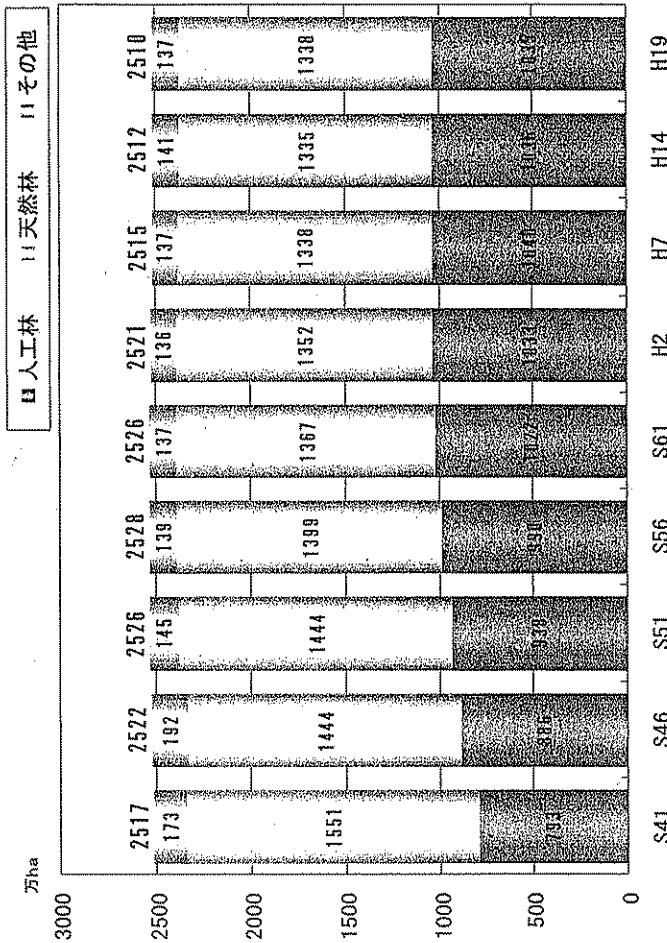
平成19年3月31日現在の我が国の森林の総面積は、2, 510万haで、このうち、育成单層林は1, 031万ha(森林の総面積に対する割合は41%)、育成複層林は96万ha(同4%)、天然生林は1, 383万ha(同55%)となっている。

一方、森林の総蓄積は、44億32百万m<sup>3</sup>で、このうち、育成单層林は26億36百万m<sup>3</sup>(全森林蓄積に対する割合60%)、育成複層林は1億42百万m<sup>3</sup>(同3%)、天然生林は16億52百万m<sup>3</sup>(同37%)となっている。

○森林面積

森林の総面積は、ほぼ横這いで推移している。  
人工林・天然林別面積についてもほとんど増減はない。

○森林面積の推移



※「その他」は、伐採跡地、未立木地、竹林である。

○施業区分別面積

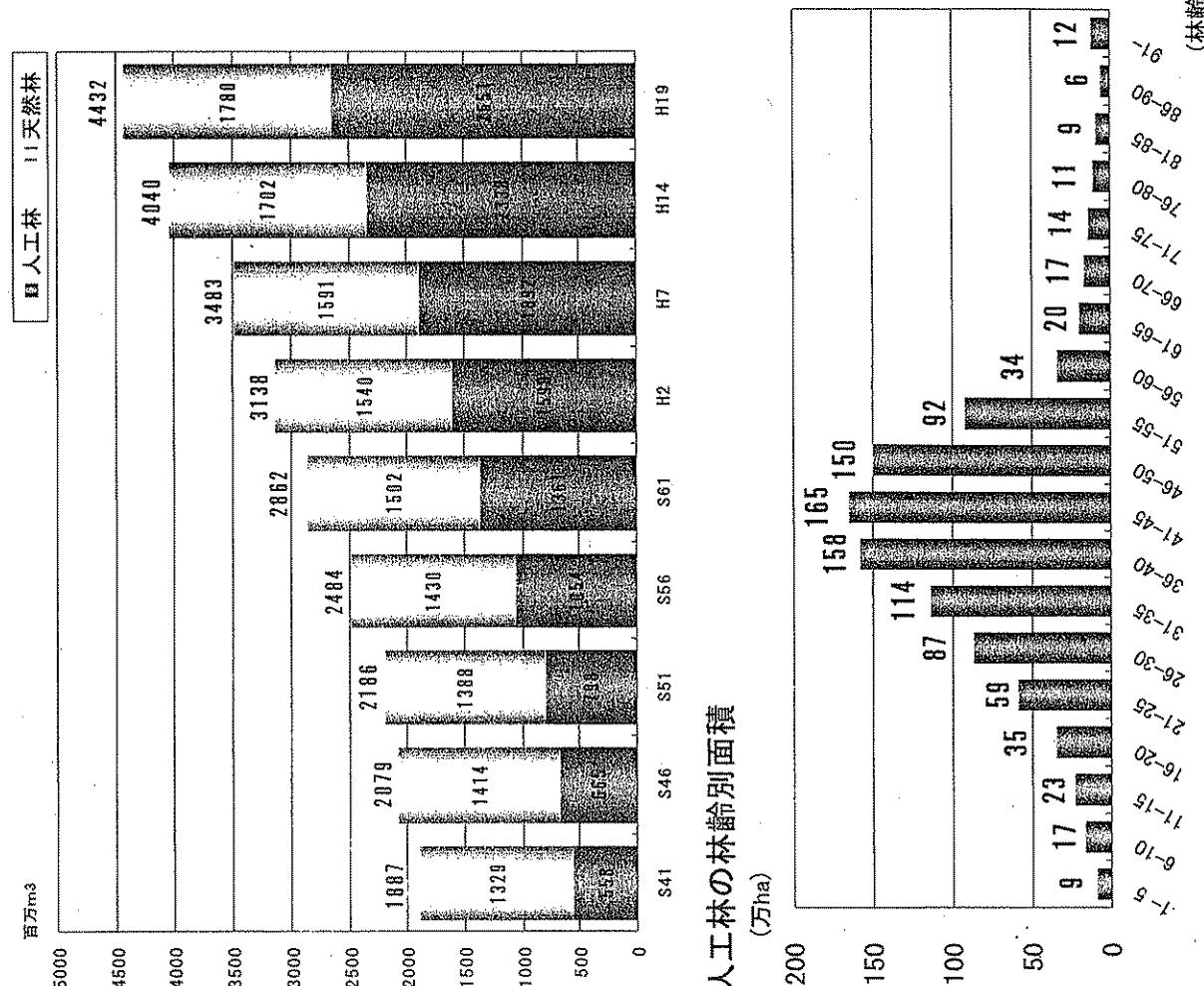
施業区分別面積については、育成单層林、天然生林は微減、育成複層林は微増となっている。

区分	平成14年		平成19年
	育成单層林	育成複層林	
育成单層林	1,034	90	1,031
育成複層林		96	
天然生林	1,388	1,383	
計	2,512	2,510	

## ②森林蓄積

人工林を中心に森林の蓄積は着実に増加し、我が国の森林の総蓄積は約44億m<sup>3</sup>となっている。  
平成14年から平成19年の5年間に、年平均で約8千万m<sup>3</sup>の蓄積が増加した。

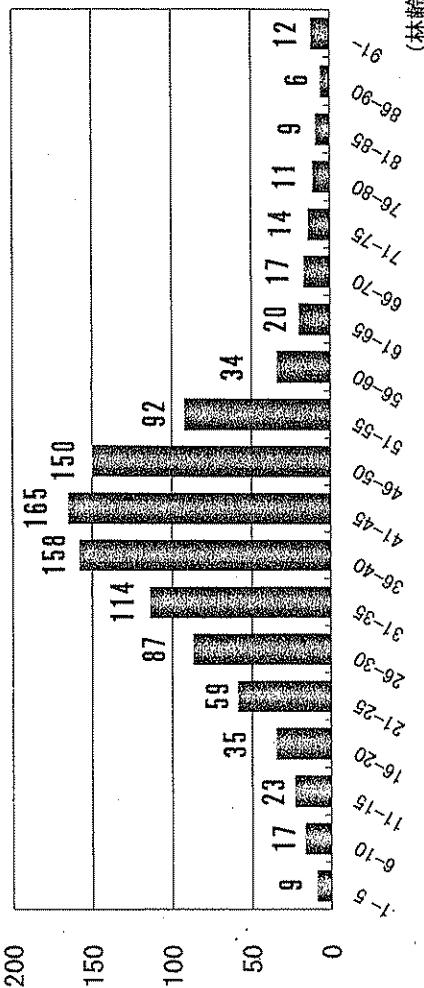
## ○森林蓄積の推移



## ③人工林の林齢別構成

人工林の成熟化が進んでいるが、保育を要する45年生以下の中ものが約6割以上を占め、引き続き適正な間伐等の森林施業を推進することが必要となる。また、41-45年生をピークとする偏った構成となつていることから、引き続き間伐の実施に加え、高い林齢の人工林について、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施等を本格的に進めしていくことが必要となる。

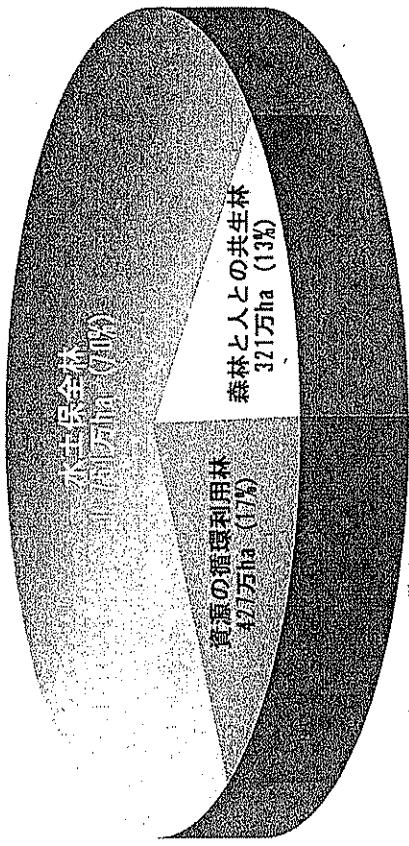
## ○人工林の林齢別面積 (万ha)



#### ④重視すべき機能に応じた森林の区分

水土保全林がやや増加し、計画対象森林面積全体の7割を占めている。  
これは、近年の局地的な豪雨の頻発等による山地災害の発生を背景に、水土保全に対する森林所有者等の意識が反映されているものと思料される。

#### ○重視すべき機能に応じた森林の3区分



注：森林計画対象外面積は除く。

(参考2) 計画量と実績

区分		現行計画(A)	実績(B)	B/A
伐採立木材積 (万m <sup>3</sup> /年)	総数	3,413	3,249	95
	主伐	1,423	1,634	115
造林面積 (千ha/年)	間伐	1,990	1,615	81
	人工造林	45	29	64
保全面積 (千ha/年)	天然更新	58	67	116
	林道開設量(干km/年)	2.6	2.0	78
保安林の指定面積 (千ha)	総数	12,451.0	11,763.0	94
	水源かん養	9,267.8	8,870.5	96
※計画期末	災害防備	3,061.7	2,840.8	93
	保健、風致の保存等	854.5	779.7	91
治山事業施行地区数(百地区/年)		21.0	20.0	95

注：1 実績は、保安林は平成18年度末、それ以外は平成14～18年度の5年間の年平均を計上。

2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

現行計画の計画量は、計画期間15カ年間の平均であり、計画量と現行計画の実績値とは単純に比較できないことに留意する必要がある。